

官民競争入札等監理委員会  
第136回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第136回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年 6 月18日（水）17:29～18:26

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 事業の評価（案）について

- 産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務
- 中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運營業務
- 中央畜産研修施設管理・運營業務
- 外務省研修所の管理・運營業務
- 税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務
- （独）国際交流基金日本語国際センター海外日本語教師研修接遇業務
- 航空保安無線施設等の保守業務

3. 契約変更（案）について

- 厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務

4. 国民年金保険料の収納事業の報告について【非公開】

5. 「公共サービス改革基本方針（案）」及び公表資料（案）について【非公開】

6. 閉会

○樫谷委員長 それでは、時間よりちょっと前なのですが、おそろいになりましたので、第136回「官民競争入札等監理委員会」を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりでありますけれども、議題4及び5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、事業の評価（案）について御審議いただきたいと思います。

事業の評価（案）につきましては、事業主体からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは、7件の事業評価（案）につきまして、金子参事官より御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○金子参事官 それでは、御説明をいたします。

まず、事業の評価につきましては、これまでに書面審議も含めまして数多くの案件について御確認いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の議論までが今年度の基本方針に反映できるということで、本日も7件と数多くの御確認をいただくこととなりますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、順次資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、1件目でございますけれども「産業技術総合研究所つくばセンターの施設管理等業務」でございます。

お手元に横長の概要の絵を委員限りの参考資料としてお配りしてございますけれども、内容としては、設備等の維持管理であるとか、警備、その他清掃等といった一連の庁舎管理の業務を行っていただくものでございます。

ただ、その絵の真ん中にございますように、敷地面積は東京ドーム約43個分、経費としても、これは3カ年の契約でございますが、3カ年で大体80億ぐらいの事業規模という大きな案件であるというのが特徴かと思ひます。

評価の内容としては、資料1-1にございますように、質については、2.のところでございますけれども、例えば業務継続の確保、安全の確保、施設等の不具合への対応に問題ございませんでしたし、快適性の確保というのは、利用者へのアンケート等で確認をするわけでございますけれども、そういったものも目標をクリアしています。

その他、それぞれの業務について円滑に実施するといったことが確保すべき水準として定められておりますが、これらについても要求された水準以上にあるものと確認できております。

3.の経費でございますけれども、これは市場化テストに入って以降の業務の追加、削除等を考慮に入れて、そのあたりを調整した上で比較をするわけでございますが、削減率1.9%ということで、若干ではございますけれども、経費のほうも一定の効果が出ているということでございます。

こういった状況で、経費の面ではおおむね良好なのでございますけれども、先ほど申し

上げました、規模が大きいというのがちょっとネックになっておりまして、この案件は1者応札でございます。

そういったこともありますので、次期についても、引き続きこの枠組みのもとで民間競争入札を行っていただくことを考えております。

入札小委での議論の中でも、事業の分割等を考えなくてはいけないのではないかという議論がございましたし、先方も同じ問題意識をお持ちでしたので、次の実施要項に向けて御検討いただくことになってございます。

続けて、2つ目の案件に移らせていただきます。

独立行政法人の水産総合研究センター「中央水産研究所横浜庁舎等の施設管理・運營業務」でございます。

これについても、先ほどの案件と同じように庁舎管理等の業務ということでございますので、同じように快適性について利用者のアンケートをとったり、あとは品質について業務の不備に起因するような研究業務の中断であるとか、あるいは事故といったものもなかったかという目標が定められており、これらをいずれもクリアをしているということでございます。

また、経費についても資料2-1の裏面にございますけれども、11.3%の削減が図られているということでございます。

また、参考2として委員限りのチェックリストを配付させていただいておりますけれども、競争性の面では、10者の応札があったりとか、その他の条件というのをいずれもクリアしているということでございますので、この案件については、今期をもって終了を考えているということでございます。

次の3件目でございますけれども「中央畜産研修施設管理・運營業務」でございます。

これにつきましては、福島県の西郷村にあります施設でございますけれども、宿泊もできるような研修施設について管理をしていただくものでございます。

資料3-1にございますように、こちらについても質、経費の面で問題なく実施ができているということでございます。

同じようにチェックリストをつけさせていただいておりますけれども、その他の条件についてもクリアしているということで、こちらについても今期をもって終了することを考えてございます。

4件目でございます。「外務省研修所の管理・運營業務」でございます。

これについても研修施設の庁舎管理を行っていただくという業務でございますので、資料4-1にございますように、同じように快適性とか品質の維持についての目標が定められてございまして、2.にございますように、一部に目標を下回った項目があったことが書いてございますけれども、例えばインターネット回線のスピードであったりとか、あとは宿泊の個室にインターネットの回線が引いていなかったりといったことに対する不満でございましたので、いずれも事業者の責めに帰さない理由であるということで確認ができて

ございます。

経費についても、資料4-1の裏面にございますように、0.3%でございますけれども、削減ができておるといふことでございます。

これについてもチェックリストにございますように、要件はいずれも満たしておるとは確認できましたので、今期をもって終了を考へてございます。

5件目でございます。「税務大学校和光校舎における施設管理・運營業務」でございます。

これも同じように、研修の施設の管理を行っていただくものでございます。

評価の内容としては、資料5-1にございますように、同じように利用者満足度のアンケートであるとか、その他業務の中断等の目標値というものをいずれもクリアしている状況にあり、また、その裏面にございますように、経費についても29.2%の削減ができておるといふことでございます。

この案件につきましては、実施省庁さんの側から市場化テストの枠組みにとどまることを言われておりますので、これは終了ではなくて、次回については新プロセスで行うことを考へてございます。

チェックリストもつけさせていただいておりますけれども、これの⑥「従来の実施要項の内容を承継する見込みであるか」のところについて注をつけさせていただいております。次期事業については、同じ敷地内に関東信越研修所が移ってきて、その業務と一体になって行うことが予定されているという説明を受けましたけれども、それに伴って追加される分というのは全体の1割程度の業務の増加といふことでございますし、また、新しい業務内容をこれによって追加するといふことではありませんでしたので、⑥の要件の従来の内容の承継についてもクリアできているだろうといふことで確認をしてございます。

6つ目の案件でございます。「独立行政法人国際交流基金日本語国際センターの海外日本語教師研修接遇業務」でございます。

これについては、同じくメンテナンスには、委員限りといふことで横長の概要のポンチ絵をつけてございますけれども、こちらにございますように、海外の外国人の方の日本語教師を招聘して日本語教授法等の研修を行うものでございますして、そのため海外から日本語教師の方を招いてくるための国際航空券の手配であったりとか、あるいは空港に着かれてから、研修施設が浦和にあるわけでございますが、そちらまでの空港送迎を行ったり、あと研修の内容として研修旅行を行ったりいたしますので、そのときの同行とか案内といったことを行うといふ、いわゆる国内接遇の業務を行っていただくものでございます。

その評価の内容でございますけれども、資料6-1に概要をまとめてございますように、これについても、まず、2.の質の面でございますけれども、業務の不備に起因するようないざ事故等がなかったこととありますとか、あるいは実際に来られた研修生の方のアンケートの結果を見ましても満足度が高いといふことで、質についての目標をクリアしている

いうことをございます。

3. の経費については、先ほど申し上げましたように、国際航空券の手配と国内接遇という、大きく言うと2つの業務があるわけなのでございますけれども、国際航空券の手配については、ほとんどが航空券の料金ということでございますので、どの国から研修生の方が来られるのかによって料金が変わり得るということで、なかなか比較が難しいということでございまして、したがって、もう一つの国内接遇業務について、それも年によって回数の違いがございますので、それぞれの単価に、今回の評価対象になっております平成25年度の数量を掛けるような形で経費のを算出したしまして、それを従来のものと今回の評価対象になっておる平成25年度と比較したということでございますが、4.3%の経費の削減ができていたということでございます。

このように、質、経費の面で良好な成績でございますし、チェックリストにございますように、その他の要件も満たしているということで、この事業についても今期をもって終了ということを考えてございます。

最後の案件は「航空交通管制機器等の保守請負業務」でございます。

こちらについても、メインテーブルにはポンチ絵の横長のものをつけさせていただいてございますけれども、まず、そちらをごらんいただければと思います。

業務の内容としては、空港の無線機器であるとか、レーダーとかいった施設について点検を行っていただいたり、必要な修繕等を行っていただくという業務でございます。

その絵の右上にございますように、これまで平成23年度以降、3つのグループに分けて、順次この民間競争入札の枠組みの中で入札を行っていただいております。今回の評価対象になっておりますのは、平成25年度から行っている仙台空港等の業務でございます。

その下にございますように、この枠組みの中でどのような競争改善の取り組みを行ってきたかということがまとめてございますけれども、例えば、複数年契約を導入するであるとか、競争参加資格要件の緩和というのは、一部の能力については入札の参加段階では求めないことにして、業務の実施までに研修等で必要な能力を身につけていただくように改めるといった形で、できるだけ幅広い方に参加いただけるようにという取り組みをこれまで行ってきたところでございまして、その結果もあって、下に書いてございますが、落札率の低下等に一定の効果は見られているということでございます。

今回の評価の概要は、資料7-1にまとめてございますけれども、まず、質についてでございますが、例えば、機器等の保守の不備による破損等がないことという目標については、いずれもクリアしているということでございます。

3. で経費について書いてございますけれども、一部の空港で経費の増加等が見られておりますけれども、その要因を確認して見ますと、巡回保守官署の増加、いわゆる業務量の増加がその要因になっていることが確認できましたので、この市場化テストを行うことで、経費の増加抑制効果というのは一定程度見られたのではないかと考えてございます。

ただ、この案件は先ほどさまざまな競争改善の取り組みを行ってきたと申し上げたのですが、応札者は1者だけの案件となっておりまして、その要因について実施府省さんのほうで聞き取った内容が4.の最初のパラグラフのほうに書いてございますけれども、応札が可能と思われる事業者さんがおっしゃっているのは、まず、既存の人員で参加するのが難しい業務であることを言われていて、そのために新たな人員を雇用したりしたときには、それでこの事業が落札できなかったときには、そのかわりの業務を見つけてくるのは非常に難しい、そういう特殊性のある業務だということで、参加のリスクが高い業務だと言われておるといことでございまして、そういったヒアリングの結果等も踏まえまして、これは今までさまざまな入札の改善策を講じてきたわけですが、市場化テストの実施だけではこれ以上の改善が見込めない業務ではないかと判断したということでございます。

したがって、先日の終了基準の議論のときに、2つ目の類型ということでお認めいただいた、いわゆる市場化テスト継続の必要性がない事業という判断をしております、それに基づいて、先ほど申し上げた3つのグループ全てについてということになりますが、現在、実施している事業の終了をもって市場化テストを終了したいと考えております。

この事業についてもチェックリストをつけさせていただいております。これは書面審議の中でチェックリストをつくってはという御意見をいただきまして、試作品のような形でつくったものでございますけれども、まだまだ改良すべき点というものがあるかと思っております、特に2つ目の類型で卒業するものについては、これまでに入札改善策が十分に講じられていることであるとか、これ以上は改善が見込めないという判断をする特殊性について、できるだけ簡潔にということでも備考欄に書かせていただきましたけれども、こういう書き方が本当にいいのかどうかとか、あるいは(2)の要件に基づいて、終了する事案についても上にございますような応札者数であるとか、質や経費の達成状況についてこのチェックリストの中でまとめたほうがいいのではないかと、ちょっと内部でもいろいろ議論をしたものでございますので、このチェックリストの改善点についてもあわせて今回もし御意見等ございましたら、伺えれば幸いです。

私からの説明は、以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

特に大きな問題はないのですが、最後のところは少し、終了は終了なのだけれども、ちょっと例外的な措置で、これ以上やっても競争性も図られないし、市場化テストのためのコストもかかりますから、そういうことから市場化テストによらない方法で実施していただくということですね。そういう意味での終了ということですね。

○金子参事官 はい。

○樫谷委員長 よろしいですか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員 ありがとうございます。

実は、チェックリストをお願いしたのは私でございます。今、御指摘ございましたように、市場化テストの継続の必要性がなくなったものについても、やはり記録としてわかりやすく残しておいたほうが良いのではないかと思いました。後ろの資料7-2をざっと拝見しておりますと、市場化テスト導入によってこれだけのことは達成できました、という趣旨の記述がありましたね。

今回の判断の基準におきましても、導入によって改善はしたのだけれども、これ以上継続しても、新規参入者の増加は、当該事業者にとってのコストが高過ぎるので難しい。こういうことから、継続しても意味が乏しいという判断になったと思うのですが、そうした判断の背景がわかるような形にしておいたほうが良いのではないかと思った次第です。努力の軌跡をわかるようにしておくことと、あと今後の課題ではありますが、継続の必然性が乏しい場合の類型のようなものについても整理しておく必要があると思いました。具体的には、今までの経験からですと、資格であるとか、参入障壁があまりに高くそもそも不可能だったとか、今回のように参入コストが高過ぎて経済合理性が働かないなど、いろいろあったように記憶しております。

○樫谷委員長 病院のあれもそうだったですよ。

○引頭委員 何かその辺をガイドラインといいますか、わかるようにして、それに当てはまらないものがあつた場合には、また個別に丁寧に評価をしていくということが、効率的ではないかと思いました。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○石堂委員 これは最後のところ「市場化テストの実施だけでは改善しないものと考えられる」の前のところで「新規事業者の参入がないものと考えられるため」となっているのですけれども、そうすると、市場化テストは終了ですと言った後は随意契約になると解釈すればいいのですか。

○樫谷委員長 どうぞ。

○金子参事官 こちらについては、直ちに随契ということではなくて、市場化テストの整理ではこれ以上の改善が見込めないと判断をして、我々の手から一旦外れるわけなのですけれども、その後は、実施府省さんの専門的な知見を生かしながら、さらに質の維持向上とか、経費の削減を図っていただくということで、そのためには、直ちにこれを1者しかいないのだと決めつけることもなかなか難しいと思いますので、ひとまずは一般競争入札の形で行っていただくというのが想定されるころだろうと思います。

○樫谷委員長 この辺が難しいところで、監理委員会で公にこうやって、ないということを使うわけですから、そうすると業者の方はないのだということを書いてはいけないというのがなきにしもあらず。

○石堂委員 「新規事業者の参入がないものと考えられるため」というのは、これを考えているのは我々監理委員会ということになるわけですか。

○金子参事官 そうです。

○石堂委員 ですから、今、参事官のおっしゃったように、あとは事業者のほうで、もしかしたらもう一回、例えば競争入札をやってみて、やはり手続が無駄だから随契に移るかもしれないと、それは主管省庁の判断であるということになると、ここは「ないものと考えられる」とまで言い切ってしまうのはまずいのではないかなと。

○樫谷委員長 大変困難ぐらいですかね。ないと言い切っている。

○石堂委員 ないと言い切ってしまうのだったら、どうぞ随契にしてくださいということになるかなと。

○金子参事官 確におっしゃるとおり、困難ぐらいにしておいたほうがいいのかもわからないですね。

○樫谷委員長 いずれにしても国交省のほうに、市場性がないので市場化テストは卒業するのだけれども、コスト面も含めて慎重に対応してもらいたい旨の言葉を添えてやってもらったらいいのかもわからない。

○金子参事官 わかりました。

○樫谷委員長 自由に何でもやってくださいというわけではないですよ、お手上げしたわけではないのですよということです。

ただ、実施状況は悪くはないということですね。

○金子参事官 そうです。1者応札であることを除いては。

○樫谷委員長 よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、その次に移りたいと思います。監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

続きまして、契約変更(案)について御審議いただきたいと思います。本件については、事業主体からの報告に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

「厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」の契約変更(案)について、石堂主査から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○石堂委員 それでは、御説明いたします。

厚生労働省のネットワークシステムの契約変更ということでございます。

資料8-1の経緯にございますように「厚生労働省ネットワークシステムの更新整備及び運用管理業務」ということで、25年7月～29年3月まで45カ月間、裏面に数字がございしますが、契約金額で105億という非常に大規模なシステムでございます。

今回は、被保険者等が厚生労働省に対して年金記録の訂正を請求することができる手続の創設を定めた「年金事業改善法」が成立いたしまして、来年4月から運用が始まるとい

うことで、そのために職員600名くらいの規模の新体制が加わります。そのための契約変更ということでございます。

この年金記録の問題は、平成19年当時大変な問題になって、年金記録問題のためにあえて厚労省ではなく総務省に「年金記録確認第三者委員会」というものを置いて、その是正を図ってきた経緯がございます。

平成25年に厚労省の社会保障審議会年金部会で今後の方向性についての審議が行われまして、最終的に昨年12月に、先ほど申し上げました請求手続の創設を定めた法律をつくることになりまして、それがこの6月に成立し、その結果、600名ほどの新体制をつくってその業務に対応していくということでございます。

1の最後の方になりますけれども、「この新組織においても効率的な事務処理の基盤として厚生労働省ネットワークシステムが不可欠であり」ということで、現行システムの利用者の増加という形で契約変更を行いたいということでございます。

「2. 契約変更の内容等」でございますけれども、検討点としては、「別途調達の要否について」と書いてありますが、冒頭にありますように「新規事業者が当該役務を受注する場合に、新規のシステム基盤を構築する費用等が必要となる」ので、まず、単独に別途につくるというのは不合理であろうという判断があります。

新規システムをつかった場合に、その利用者が既にある厚生労働省のネットワークシステムに蓄積されている情報資源をどう利用するかということとか、また、逆に新組織のほうが発信する情報の伝達や現行システム基盤への収録、これらをスムーズに行えなくなるだろうということで、容易かつ迅速な情報の交換・共有・連携が難しくなる、要するに、別途のシステムをつくるというのは不合理だろうという判断でございます。

その下に「また、今回の契約変更は本体契約の入札の公正性を損なう規模のものではない」と注意書きがしてありますが、これは御記憶があらうかと思えますけれども、昨年3月にこのネットワークシステムはかなり大がかりな契約変更を1回やっております、そのときに、契約当初からその変更が予見されていたのではないかとということでかなり議論を呼んだ案件でございます。

そのときに比べると、今回は2、3%の変更ということなので、入札の時点に立ち返って公正性を損なうことにはならぬだろうという判断をここに書いた次第です。

次に「実施経費について」ということでございますが「上述のとおり」と、先ほど言いましたように、新規のシステムの構築という選択肢もなくはないわけでありまして、契約変更によるシステム改修の対応につきましては、新規事業者が受注する場合と比べ、新規のシステム基盤を構築する費用が要らないことから、費用面でのメリットが大きいと考えられるということでございます。

ただ、この経費面のメリットにつきましては、もし600名分だけの新システムを入札にかけたときに、とんでもない安値で応札する業者がいなくても限らないという議論もございまして、我々入札監理小委員会の立場といたしましては、先ほど申し上げました、システ

ムの運用面でのメリット、効率性がメインであって、こちらの経費のほうは参考程度の位置づけとごらんいただきたいと思います。

契約変更の内容といたしましては、27年4月から、先ほど申し上げました29年3月31日に至る期間について、600名分のユーザー数の増を図るということで、

契約金額につきましては、約2億弱の増、その2億円の内訳につきましては、最後の表にございますように「ライセンス経費」または「ハードウェア経費」と「役務」「構築費」「運用費」といったもので、今後、既契約の業者との間でさらに価格交渉を行っていききたいという内容でございます。

私からの説明は、以上です。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明がございました内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

契約変更を理解するかどうかという話だと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○樫谷委員長 ありがとうございます。

それでは、公共サービス改革法第21条第2項の規定によりまして、付議されました契約変更(案)につきましては、監理委員会として異存はないということにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方がいらっしゃいましたら、御退席をお願いしたいと思います。

(傍聴者退席)